

村山市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 期日 令和5年2月14日（火）午前11時05分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（16名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	—	—
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
—	—	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（2名）

7番	石山 公己	11番	森 修一
----	-------	-----	------

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第5号 村山市農用地利用集積計画について

議第6号 別段面積の例外指定について

議第7号 村山市農地賃借料情報について

議第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

5. 報 告

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第5号 村山市農作業賃金・機械利用料標準について

報第6号 運営委員会の報告について

①村山市農業委員会の委員及び村山市農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

農地農政係長 猪藤 潤

事業推進係長 大室 市郎

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前11時05分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

開会が遅れてしまい申し訳ありません。市地域農業再生協議会総会が長引き遅れてしまった。

水張り5年ルール問題について、各土地改良区から厳しい意見があった。今後どうなるかまだ分からない部分もあるが、どのように進むのかを正しく周知しないといけない。農業委員会としても、そばなど現場と合わない部分もあり適した内容にしていけないと遊休農地化する恐れがある。今後とも、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

それでは、第2回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

10番 高谷 太 委員、12番 須藤 義和 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は5番から12番までの8件で、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が2件となります。地目、面積は田が4,282㎡、畑が13,339㎡、樹園地が5,607㎡で合計23,228㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号5番から12番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(2月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、5番から12番の8件についてについて、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第4号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第5号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号20番から132番の113件で、申請内容は、所有権移転が9件、利用権設定の新規が98件、再設定が6件となります。地目ごとの内訳は、田が599,365㎡、畑32,144㎡、樹園地1,814㎡の計633,323㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、20番から132番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が11件あります。

まずは、委員案件22番から25番、27番、40番、41番、108番、111番、113番、128番を除いた、20番から21番、26番、28番から39番、42番から107番、109番、110番、112番、114番から127番、129番から132番までの102件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた102件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第5号の委員案件を除いた102件について、原案の通り可決決定されました。

続きまして、22番から25番の委員案件4件について、審議に入ります。

1番委員はご退席願います。

(1番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、22番から25番までの4件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第5号の、22番から25番までの4件について、原案の通り可決決定されました。

1番委員はご着席ください。

(1番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、27番について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくお願いたします。それでは、委員案件の27番について審議に入ります。

青柳会長、16番委員はご退席願います。

(青柳会長、16番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、27番の1件について原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第5号の、27番の1件について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、16番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、16番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。続きまして、40番、41番の委員案件2件について審議に入ります。11番委員はご退席願います。

(11番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、40番、41番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第5号の、40番、41番の2件について原案の通り可決決定されました。

11番委員はご着席ください。

(11番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、108 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
9 番委員はご退席願います。

(9 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、108 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いましたが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 5 号の、108 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
9 番委員はご着席ください。

(9 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、111 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
15 番委員はご退席願います。

(15 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、111 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いましたが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第5号の、111番の1件について原案の通り可決決定されました。
15番委員はご着席ください。

(15番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、113番の委員案件1件について審議に入ります。
10番委員はご退席願います。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、113番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第5号の、113番の1件について原案の通り可決決定されました。
10番委員はご着席ください。

(10番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、128番の委員案件1件について審議に入ります。
13番委員はご退席願います。

(13番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、128番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第5号の、128番の1件について原案の通り可決決定されました。
13番委員はご着席ください。

(13番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第5号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第6号「別段面積の例外指定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

別段面積の例外指定については、1番の1件で、畑467㎡となります。

例外内容は「農振農用地区域以外の区域は10aとする。ただし、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する宅地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地は、例外として10a未満とする。」とするただし書きに該当するかどうかの判断をお願いします。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(猪藤係長)

このたびの申請土地は、農用地区域外にある農地であり、申請人が所有する住宅の東側に位置し、道路と接しておらず隣接する宅地と一体的に利用しなければ耕作することが困難である農地と判断されるため、例外に該当するものと思われること、現地調査(2月2日)を行い確認したことを説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 6 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 7 号「村山市農地賃借料情報について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

2月3日開催した運営委員会において、令和4年1月から12月まで1年間の「農地法3条、農地利用集積計画」の賃貸借データ、田が634件、畑が33件、合計667件、うち農地中間管理事業分376件を基に抽出・検討を行った賃借料を記載しております。この金額は、土地改良区費を除いたもので、平均値の70パーセントを下回るもの及び超えるものを集計から除き百円単位で算出しています。

その結果、平均額で比較すると「田については昨年と同額、畑については増加して」おります。米価上昇(R3年167円/Kg⇒R4年183円/Kg、+16円、9.6%増)がありましたが平均額を引き上げるまでには至っていないようです。くわえて、地域毎に金額、増減について説明を行った。

決定された内容については、市報3月1日号に掲載するとともに、市のホームページに掲示して情報提供いたします。また、チラシを作成し希望者へ配布する予定である旨、説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 7 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 8 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農地利用最適化交付金を受けるため、農業委員会法第7条第1項に規定されている活動目標を定めるものです。また、法第7条第2項に農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない旨が定められていることから、最適化推進委員に1月10日付けで書面にて意見を求め、妥当である旨の回答を得ております。

詳しい指針(案)の内容について、担当者から説明いたします。

事務局(大室係長)

農地等の利用の最適化推進活動の具体的な目標と方法を示したもので、最終年度が令和 9 年度となります。具体的な文言などは全国農業会議所が示している文面を採用しています。目標の数値は令和 4 年度最適化活動の目標の設定等に基づいております。

議案書に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について詳細に説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

4 番委員(高橋 昭)

P29、緑区分の遊休農地 8ha を 5 年後に 0ha にする計画だが、どのようにしてなくすのか？具体的に山林に転用するとか耕作させるとか教えて欲しい。また、P31、担い手への集積・集約化について、農協と連携して地図の作成や出し手や受け手のマッチングをしようとしているが、農協に話をしているのか？

事務局(大室係長)

緑区分の遊休農地については、注 3 にあるように小さい農地や傾斜地の農地など再生困難なものを除いているため、草刈りなどを行うことで容易に解消が可能な農地ですので、解消に向けて働きかけを行います。また、農協との連携については、具体的に行っておりません。これから考えてまいります。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございませぬので、原案のとおり可決決定したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 8 号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 4 号から報第 6 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第5号「村山市農作業賃金・機械利用料標準について」、報第6号「運営委員会の報告について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号10番から22番の13件です。田が49,999㎡、畑が7,542㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが6件、借り人の都合によるものが7件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農作業賃金・機械利用料標準については、1月17日に農政対策委員会を開催し素案の作成を行い、2月3日に開催した策定協議会において決定された金額になります。変動費、特に電気代、燃料費、肥料代の増加により全般的に前年度より増加という案となっております。

作業項目毎に増減など含め詳細に説明し、この内容は、市報3月1日号に掲載するとともに、市ホームページに掲示して情報提供する旨、チラシを作成し希望者へ配布する旨を説明した。

2月3日に開催した運営委員会の内容の報告となります。

村山市農業委員会の委員及び村山市農地利用最適化推進委員の推薦・募集については、今年7月20日の農業委員等の改選をふまえ、前回の総会で「村山市農業委員等に関する推薦・募集要綱の改正について」を報告し、スケジュールなどをお知らせしたところですが、この推薦・募集について実施する旨の内容であります。

募集期間は、令和5年3月8日(水)から4月4日(火)までの28日間。中間報告として3月21日にその時点の状況を掲示板などでお知らせをいたします。詳細な申込方法などは別紙のとおりです。

以上、報第4号から報第6号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第4号から議案第8号までの5件、報告の報第4号から報第6号までの3件について、終了します。

終了 午前12時10分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和5年2月14日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員